

規制の事前評価書

法令案の名称：建築基準法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称 (1) 防火区画等の内装制限の合理化（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第8項、第9項、第11項及び第14項並びに第123条第1項及び第3項関係）
(2) 小屋裏隔壁の規定の合理化（令第114条第3項関係）
(3) 排煙口面積の算定に関する規定の合理化（令第116条の2第1項及び第128条の3の2関係）
(4) 排煙設備に関する規定の合理化（令第126条の2、第126条の3関係）
(5) 大規模木造建築物等に係る敷地内の通路等の規定の合理化（令第128条の2関係）
(6) 屋根不燃地域等における屋根、外壁等の防耐火性能に関する規定についての既存遡及緩和措置（令第137条の12関係）
(7) 建築基準法の規制対象とする昇降機の範囲の適正化（令第129条の3第1項関係）

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省住宅局建築指導課・参事官（建築企画担当）付

評価実施時期：令和7年6月30日

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- ・ 令においては、建築物の防火及び設備に係る規定として内装制限、排煙口の設置位置、防煙壁の設置義務等が規定されているところ、建築基準整備促進事業等※を活用した耐火実験や煙の流動の解析を行うなど、防火性能や避難上の安全性確保に関する知見の蓄積が進んでいること等を踏まえ、その安全性が確認されたもの等について、必要な措置を行うため、下記のとおり改正を行う。

※ 国が建築基準の整備を促進する上で必要となる調査事項を提示し、これに基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案作成に向けた基礎資料の作成を行う民間事業者等を公募し、最も適切な調査内容、実施体制等の計画を提案した者に対して、国が支援するもの。

((1)～(6)について)

防火に関する規定のうち、内装制限、排煙口の設置位置、排煙設備の設置及び構造、木造建築物における小屋裏隔壁の設置並びに敷地内通路の設置に係る規制を緩和するとともに、屋根不燃地域等における屋根及び外壁の防耐火性能に関する規定についての既存遡及緩和措置を設ける。

((7)について)

設備に関する規定のうち、昇降機に係る基準の適用対象から、労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定する簡易リフトを除外する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

((1)～(6)について)

- ・ 2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指し、建築分野においても、温室効果ガスの吸収効果や貯蔵効果を有する木材の利用を促進するため、主要構造部に関する防火や構造規制の合理化等を中心に、建築物における木材利用やエネルギー効率の向上を進める取組を進めてきたところ、内装制限、排煙口の面積、防煙壁の設置義務等の規定が木造建築物を選択する際の支障になっているとの指摘がなされ、これらの支障を解消するよう事業者等から見直しの要望が寄せられている。

((7)について)

- ・ 労働安全衛生法令が適用される事業場に設置される簡易リフトについては、建築基準法令と労働安全衛生法令の双方の基準に適合するよう求められているところ、過剰な規制との指摘がなされ、事業者等から見直しの要望が寄せられている。

((1)～(7)について)

- ・ これらを踏まえ、規制を緩和した場合における防火性能や避難上の安全性、簡易リフト使用者の安全性が確保されるかを確認したところ、安全性に係る知見の蓄積により安全上の支障がないことが確認されたため、令の改正によって規制の緩和を行うことが適当と判断したところ。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ・ (1)について【緩和】

防火区画等の内装制限について、室内の内装の「仕上げを不燃材料でし、かつ、下地を不燃材料で造ること」又は「仕上げを準不燃材料でし、かつ、下地を準不燃材料で造ること」を求めているところ、仕上げのみの防火性能で同等の耐火性能の要求基準を満たす場合等も可能とすることとする。(令第112条第8項、第9項、第11項及び第14項並びに第123条第1項及び第3項関係)

- ・ (2)について【緩和】

避難及び防火上支障がない基準に適合する措置を講じた場合には、木造の小屋裏について隔壁の設置等を不要とすることができることとする。(令第114条第3項)

- ・ (3)について【緩和】

無窓居室に該当する居室の基準となる排煙口の面積について、一律に求めるのではなく、排気口及び給気口の設置位置及び性能に応じ、国土交通大臣が定める計算式によって求められる面積以上とすることを可能とすること等とする。(令第116条の2第1項及び第128条の3の2)

- ・ (4)について【緩和】

排煙設備の設置及び構造の基準について、防煙壁として扱うことができる構造の追加及び排煙設備に用いる材料の規制の合理化を行うとともに、国土交通大臣の認定を受けた排煙設備を用いる場合は、令に定める排煙設備の構造によらないことができること等とする。(令第126条の2、第126条の3)

- ・ (5)について【緩和】

敷地内の通路について、避難及び消火上支障がない部分に面する部分については、通路の設置を不要とするほか、通路の幅員について一律に求めるのではなく、避難及び消火上有効なものとして国土交通大臣が定める基準に適合することを求めることとする。(令第128条の2関係)

- ・ (6)について【緩和】

建築物の大規模の改修、大規模の模様替を行う際の既存の建築物の現行基準適合義務の緩和措置に屋根及び外壁の防耐火性能に関する規定を追加することとする。(令第137条の12関係)

・ (7) について【緩和】

労働安全衛生法令が適用される事業場に設置される簡易リフトについては、建築基準法令と労働安全衛生法令の両方の基準に適合させなければならないとされているところ、昇降機に係る基準の適用対象から労働安全衛生法施行令に規定する簡易リフト（工場等に設置される荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、床面積が1㎡以下又は天井の高さが1.2m以下のもの（建設用リフト等を除く。））を除外する。（令第129条の3第1項）

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※今回の規制は緩和に係る内容であるため、記入しない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

(1)～(6) について

- ・ 内装制限、排煙口の面積、防煙壁の設置義務等の防火に係る規制の緩和によって、木造建築物を選択する際の支障が一定程度解消され、建築主等が木造建築物を利用しやすくなることが想定される。
- ・ 当該規制緩和の効果については、対象となる個々の建築物の用途、立地、規模、構造、利用状況等によって異なることや、他の要因と切り離して効果を定量化することは困難であり、したがって、金銭価値化して便益を把握することも困難であるが、事後評価の際に、各年度において着工された建築物のうち、木造建築物の割合の推移を参考として示すこととする。

(7) について

- ・ 労働安全衛生法令が適用される事業場に設置される簡易リフトについて、建築基準法令の基準に適合することを要せず、労働安全衛生法令のみ適合することが求められるようになることから、事業場における簡易リフトの設置費用の軽減や、簡易リフトのみの設置時における確認申請が不要になるなど、事業場等における手続き面の負担軽減（例えば東京都においては、1件当たり確認申請9,600円、完了検査：13,000円）が想定される。設置費用の軽減については、本政令案の施行後において、簡易リフトの製造業者から聞き取りを行い、事後評価の際に定量化を図ることとする。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

(1)～(6) について

- ・ 建築基準法令における内装制限、排煙口の面積、防煙壁の設置義務等の防火に係る規制を緩和するものであり、当該規制緩和により木造建築物の建築にあたっての費用負担の軽減が見込まれる。
- ・ したがって、顕在化する新たな負担は想定されない。

(7) について

- ・ 建築基準法令における設備に関する規定のうち、昇降機に係る基準の適用対象から、労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定する簡易リフトを除外するものであり、これにより簡易リフトのみの設置時における確認申請が不要になるなど、負担の軽減が見込まれる。
- ・ したがって、顕在化する新たな負担は想定されない。

＜行政費用＞

（１）～（６）について

- ・ 建築基準法令における内装制限、排煙口の面積、防煙壁の設置義務等の防火に係る規制を緩和するものであり、これによる行政費用の増加は想定されない。

（７）について

- ・ 建築基準法令における設備に関する規定のうち、昇降機に係る基準の適用対象から、労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定する簡易リフトを除外するものであり、これにより簡易リフトのみの設置時における確認申請が不要になるなど、行政費用の軽減が見込まれる。
- ・ したがって新たな行政費用の負担は想定されない。

＜その他の負担＞

- ・ 当該規制緩和による副次的及び波及的な負担は想定されず、新たな負担は想定されない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- ☐ その他
（具体の理由：）

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 特になし

＜関連する会合の名称、開催日＞

（１）～（６）について

- ・ 令和３年５月にリビングアメニティ協会から聞き取りを行った。
- ・ 令和５年９月に住宅生産団体連合会から聞き取りを行った。

（７）について

- ・ 令和７年３月に日本エレベーター協会及び日本クレーン協会から聞き取りを行った。

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・特になし

6 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- ・ 本規制案については、本政令案の施行から５年後に、事後評価を実施する。